

鳥取県告示第 310 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成 20 年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 22 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
鳥取市	鳥取市雲山、大杵、新、正蓮寺、吉成、大覚寺、福部町蔵見、福部町左近、国府町神垣、河原町高福、気高町日光、鹿野町乙亥正、鹿野町岡木、青谷町河原及び青谷町小畑の各一部	平成21年3月31日まで
米子市	米子市淀江町稲吉の一部	〃
倉吉市	倉吉市西福守町、福守町、西倉吉町、鴨川町、丸山町、関金町堀、関金町明高、関金町福原及び関金町関金宿の各一部	〃
岩美町	岩美郡岩美町浦富及び牧谷の各一部	〃
若桜町	八頭郡若桜町大字諸鹿の一部	〃
智頭町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃
八頭町	八頭郡八頭町上峰寺、下峰寺、見槻、志子部、福井、見槻中及び奥野の各一部	〃
三朝町	東伯郡三朝町大字坂本、大字大瀬、大字西尾、大字西小鹿、大字吉尾、大字東小鹿及び大字三徳の各一部	〃
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字埴見の各一部	〃
琴浦町	東伯郡琴浦町大字赤碕、大字美好、大字三保、大字公文、大字倉坂、大字八橋、大字笠見、大字大杉及び大字福永の各一部	〃
北栄町	東伯郡北栄町土下、北条島及び米里の各一部	〃
大山町	西伯郡大山町豊房、釜戸、赤松、下市、岡、上市、住吉、長野、松河原、神原、中高、野田及び平木の各一部	〃
南部町	西伯郡南部町原、与一谷、鍋倉、倭、田住、市山、寺内、三崎、大木屋及び八金の各一部	〃
伯耆町	西伯郡伯耆町古市及び中祖の各一部	〃
日南町	日野郡日南町三栄、下阿毘縁、下石見、花口、新屋及び宮内の各一部	〃
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃
江府町	日野郡江府町大字武庫の一部	〃